

---

豊橋田原ごみ処理施設  
整備・運営事業  
入札説明書

---

令和3年12月

豊橋市

豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書  
目 次

---

第1章 入札説明書の位置づけ	1
第2章 事業の概要	2
第3章 入札参加に関する条件等	8
第4章 事業者の選定	14
第5章 入札の手続等	17
第6章 提出書類	23
第7章 提出書類作成要領	27
第8章 事業実施に関する事項	30
第9章 その他	32
別紙1 用語の定義	33
別紙2 本事業の事業スキームの例	35
別紙3 本事業における主な役割分担	36
別紙4 入札書等の提出用封筒作成要領	38
別紙5 本事業において市が事業者を支払う対価について	40
別紙6 制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方	49
別紙7 モニタリング及び業務委託料の減額等	50

---

## 第1章 入札説明書の位置づけ

「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書」（以下「本入札説明書」という。）は、豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を募集し、選定するに当たり、本事業の入札（以下「本入札」という。）への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に配付する。

本事業に係る入札公告による一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

また、以下の要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）、主灰等運搬業務委託契約書（案）及び主灰等資源化業務委託契約書（案）は、本入札説明書と一体のものである。

別添資料1：要求水準書

別添資料2：落札者決定基準

別添資料3：様式集

別添資料4：基本協定書（案）

別添資料5：基本契約書（案）

別添資料6：建設工事請負契約書（案）

別添資料7：運營業務委託契約書（案）

別添資料8：主灰等運搬業務委託契約書（案）

別添資料9：主灰等資源化業務委託契約書（案）

本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約、主灰等運搬業務委託契約及び主灰等資源化業務委託契約の5つの契約をまとめて、「特定事業契約」という。

なお、豊橋市（以下「市」という。）が令和3年7月30日に公表した「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針」及び「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書（案）」並びに令和3年9月3日に公表した「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針に関する質問への回答」は、本事業に関する方針等を示したものである。本事業への入札参加希望者は、入札説明書等の内容を踏まえたうえで、本入札に参加するものとする。

## 第2章 事業の概要

### 1 事業名称

豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業

### 2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

### 3 公共施設等の管理者の名称

豊橋市長 浅井 由崇

### 4 事業の目的

市及び田原市は、ごみの減量やリサイクル、適正処理に積極的に取り組み、安心して暮らすことができるまち「豊橋田原」をともに目指し、将来の世代に向けて引き継いでいくことを基本理念として、本事業で新たなごみ焼却施設、リサイクル施設の整備を進めているところである。

本事業は、民間事業者の経営能力、技術力及び運営能力等を活用することにより、多様化する時代のニーズに対応した新たなごみ処理システムの整備を行い、市民サービスの向上と経済性を追求した運営・維持管理を目指すものである。

### 5 事業概要

本事業は、豊橋田原ごみ処理施設（以下「本施設」という。）を設計・建設（豊橋市資源化センター（以下「既存施設」という。）の解体工事及び準備工事を含む。以下同じ。）し、運営するものである。本施設は、主にごみ焼却施設とリサイクル施設から構成され、リサイクル施設には市が単独処理を行う豊橋市単独施設が含まれる。

#### (1) 事業予定地

所在地 豊橋市豊栄町地内  
敷地面積 45,000m<sup>2</sup>

#### (2) 本施設の構成

施設名称	豊橋田原ごみ処理施設								
施設内容	ごみ焼却施設	リサイクル施設					管理棟	計量棟	
		粗大ごみ処理施設	豊橋市単独施設						
			持込ごみ受入・選別設備	危険ごみ処理設備	剪定枝等処理設備	保管設備			
処理区分	広域処理		豊橋市単独処理				広域処理		

#### (3) 施設概要

##### ① 新設する施設（豊橋田原ごみ処理施設）

##### ア ごみ焼却施設

ごみ処理方式 (機種)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却方式+主灰等の外部資源化（ストーカ式、流動床式）</li> <li>・ガス化熔融方式（一体型）（シャフト式ガス化熔融炉）</li> <li>・ガス化熔融方式（分離型）（流動床式ガス化熔融炉、キルン式ガス化熔融炉）</li> </ul>
----------------	---

処理能力	417t/日 (208.5t/24h×2 炉)
処理対象物	可燃ごみ、破砕残さ、リサイクル残さ、掘り起こしごみ、焼却対象災害廃棄物、防疫品等

イ リサイクル施設

粗大ごみ処理施設	処理方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕設備（粗大ごみ） 粗破砕＋細破砕＋磁力選別＋アルミ選別＋可燃物選別＋不燃物選別＋金属圧縮成型＋保管</li> <li>破砕設備（不燃ごみ） 破袋＋選別＋粗破砕＋細破砕＋磁力選別＋アルミ選別＋可燃物選別＋不燃物選別＋金属圧縮成型＋保管</li> </ul> <p>ごみ焼却施設で金属類の回収を行う場合は、一部の設備を有する施設とする提案を可とする。</p>
	処理能力	36 t / 日 ごみ焼却施設で金属類の回収を行う場合は、処理能力の提案を可とする。
	処理対象物	粗大ごみ（事前選別・回収後）、不燃ごみ（事前選別・回収後）、リサイクル残さ、破砕対象災害廃棄物
豊橋市単独施設	処理方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕設備（危険ごみ） <ul style="list-style-type: none"> <li>（蛍光管） 手破袋＋蛍光管破砕＋ドラム缶詰め＋保管</li> <li>（有水銀類） 手破袋＋ドラム缶詰め＋保管</li> <li>（スプレー缶） 手破袋＋機械破孔＋粗破砕（不燃ごみ処理系へ）</li> <li>（針類・刃物類） 手破袋＋保管</li> <li>（ライター） 手破袋＋破砕＋粗破砕（不燃ごみ処理系へ）</li> </ul> </li> <li>破砕設備（剪定枝等） <ul style="list-style-type: none"> <li>（チップ化） 破砕＋保管</li> <li>（膨潤化） 破砕＋膨潤＋保管</li> </ul> </li> <li>受入選別設備 （家庭持込ごみ） 手選別＋コンテナ（各処理系へ）</li> <li>保管設備（布類、羽毛布団、自転車、未破砕鉄、スプリング入りマットレス等） <ul style="list-style-type: none"> <li>（布類） 保管</li> <li>（羽毛布団） 保管</li> <li>（自転車） 保管</li> <li>（未破砕鉄） 保管</li> <li>（スプリング入りマットレス等） 重機解体＋保管</li> </ul> </li> </ul>
	処理能力	要求水準書に記載の計画処理量を処理できること
	処理対象物	危険ごみ、剪定枝等、布類、家庭持込ごみ

## 6 事業期間等

事業期間等は、以下のとおりである。

事業期間：特定事業契約締結日から令和30年3月31日まで

設計・建設期間：特定事業契約締結日から令和14年3月15日まで

・ごみ焼却施設の引渡し：令和10年3月15日

・リサイクル施設の引渡し：令和14年3月15日まで

運営期間：ごみ焼却施設の引渡し日の翌日から令和30年3月31日まで

・ごみ焼却施設の運営期間：運営期間と同じ

・リサイクル施設の運営期間：リサイクル施設の引渡し日の翌日から令和30年3月31日まで

## 7 事業方式

本事業は、DBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

市及び田原市は、本施設を所有し、落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（落札者の構成員の出資により、本事業の運營業務の実施のみを目的として出資・設立される特別目的会社。以下「運営事業者」という。）を選定事業者（以下「事業者」という。）として、本施設の設計・建設業務及び運營業務に係る本事業を一括して行うものとする（本事業の事業スキーム例については別紙2を参照すること。）。

なお、本施設の設計・建設については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する予定である。

市及び田原市は、本施設を30年間にわたって使用する予定であり、事業者は30年間の使用を前提として本事業を行うこととする。

## 8 業務範囲

### (1) 事業者が行う業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。

なお、具体的な業務の範囲及び工事範囲の詳細については、要求水準書を参照すること（本事業の主な役割分担については別紙3を参照すること。）。

#### ① 設計・建設業務

ア 本事業において、設計・建設業務を担当する者（以下「建設事業者」という。）は、市と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・建設業務、既存施設の解体工事業務及び本施設の建設及び既存施設の解体に際して必要となる準備工事業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

イ 建設については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。なお、本設計・建設業務は、既存施設又は本施設のうち先行して竣工するごみ焼却施設を稼働させながらの工事となるため、既存施設又はごみ焼却施設の稼働に支障を及ぼさないよう配慮して実施すること。

ウ 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、建築確認等の手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

エ 市が行う、本事業に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等について、必要な協力を行う。

#### ② 運營業務

ア 運営事業者は、市と締結する運營業務委託契約に基づき、市が受け入れた一般廃棄物（可燃

ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、リサイクル残さ等)について、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本事業の運營業務として運転管理業務、維持管理業務、環境保全業務、有効利用業務、情報管理業務、防災管理業務、関連業務等を行う。

イ 運營業業者は、本施設を運転することにより発生する余熱を利用して、本施設内で有効利用するとともに、りすば豊橋に蒸気を供給する。余剰電力は、第三者に販売するものとし、余剰電力に係る収入については、市の収入とする。

ウ 運營業業者は、本施設を運転することにより発生した主灰、流動床式焼却方式における飛灰、スラグ、メタル、回収金属の全量を利活用するため、利活用計画の立案、積み込み、運搬、資源化先及び売却先の選定、売却等を行うものとする。なお、主灰等資源化の売却代金は主灰等資源化事業者、スラグ、メタル、回収金属の売却代金は運營業業者に帰属する。

エ 運營業業者は、本施設を運転することにより発生した飛灰(流動床式焼却方式を除く)、処理不適物等を場内にて保管・貯留までを行う。処理不適物を外部資源化施設にて資源化することも可とする。

オ 運營業業者は、粗大ごみ処理施設において回収される資源物について、場内にて保管・貯留までを行う。

カ 運營業業者は、市及び田原市が行う本施設の見学者対応に必要な協力を行う。

## (2) 市が行う業務範囲

市が行う主な業務は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

### ① 用地の準備

本事業を実施するための用地は、市が確保する。

### ② 環境影響評価の実施

環境影響評価手続きは、市が実施する。

なお、事業者は、「環境影響評価」の内容を遵守すること。

### ③ 受入対象物の搬入・受付・計量・搬入指導監視業務

市及び田原市は、受入対象物を本施設に搬入する。市は、受付・計量、家庭系持込ごみの受入及び分別指導やプラットホームで搬入者の誘導を行うとともに、事業系ごみの搬入検査及び指導監視を行う。

### ④ 豊橋市単独施設の運転管理業務

市は、豊橋市単独施設の運転管理業務を行う。

### ⑤ ごみ処理に伴う処分業務

市及び田原市は、飛灰処理物、処理困難物や処理不適物の処分を行う。

### ⑥ 資源物の売却業務

市は、リサイクル施設の処理過程で回収される資源物の売却を行う。

### ⑦ 本事業のモニタリング

市は、設計・建設業務及び運營業務の各段階において、本事業の実施状況の監視を行う。

### ⑧ 住民への対応

市は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を事業者と連携して行う。

### ⑨ 施設見学者への対応

市及び田原市は、施設見学者への対応を運營業業者と連携して行う。

### ⑩ その他

市は、本事業に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。

## 9 事業者の収入（市からの支払い分）

本事業における事業者の収入は、次の対価から構成される。

(1) 本事業の設計・建設業務に係る対価

市は、本事業の設計・建設業務に係る対価について、建設事業者に支払う。

(2) 本施設の運營業務に係る対価

市は、本施設の運營業務に係る対価について、固定料金、変動料金（廃棄物搬入量に応じて変動）の構成で、運営事業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

(3) 主灰等運搬業務に係る対価（焼却方式＋主灰等の外部資源化の場合）

市は、主灰等運搬業務に係る対価について、変動料金（主灰等搬出量に応じて変動）を主灰等運搬事業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

(4) 主灰等資源化業務に係る対価（焼却方式＋主灰等の外部資源化の場合）

市は、主灰等資源化業務に係る対価について、変動料金（主灰等搬出量に応じて変動）を主灰等資源化事業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

## 10 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

日 時	内 容
令和3年 12月 3日（金）	入札公告 入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）、主灰等運搬業務委託契約書（案）及び主灰等資源化業務委託契約書（案））の公表
令和3年 12月 3日（金） ～ 12月 17日（金）	入札説明書等に関する質問受付（第1回）
令和3年 12月 13日（月） ～ 12月 14日（火）	現地見学会
令和4年 1月 6日（木）	入札説明書等に関する質問回答（第1回）の公表
令和4年 1月 6日（木） ～ 1月 14日（金）	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付
令和4年 1月 21日（金）	参加資格審査結果の通知
令和4年 1月 28日（金）	参加資格審査結果に関する説明要求の受付期限
令和4年 1月 21日（金） ～ 1月 28日（金）	対面的対話確認事項及び入札説明書等に関する質問受付（第2回）の受付
令和4年 2月 9日（水）	対面的対話の実施

又は 2月 10日 (木)	
令和4年 2月 下旬	対面的対話結果及び入札説明書等に関する質問回答 (第2回) の公表
令和4年 4月 4日 (月)	入札提出書類の提出期限
令和4年 5月 下旬	技術提案書に関するヒアリング、審査、開札
令和4年 6月 月上旬	落札者の決定及び公表
令和4年 6月 下旬	基本協定締結
令和4年 8月 月上旬	特定事業契約仮契約締結
令和4年 9月 下旬	特定事業契約締結

## 1 1 法令等の順守

事業者は、本事業の実施に当たり、関連する法令、条例、規則、要綱等を順守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。

### 第3章 入札参加に関する条件等

#### 1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。）で構成されるものとする。ただし、入札参加者は、構成員のみとすることも可能とする。  
また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業（以下「構成企業」という。）は、ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- (2) 設計・建設業務において、市と建設工事請負契約を締結する者（共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体の構成員のうちごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者及びリサイクル施設のプラント設備の設計・建設を行う者）は、構成員とならなければならない。  
また、運營業務において、運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- (3) 入札参加者の構成企業の企業数は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- (4) 入札参加者は、「本章2(2)① ごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合50%超）になるものとする。  
また、建設事業者が複数の企業で組成される共同企業体となる場合、代表企業が共同企業体の代表者になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- (5) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、落札者決定日までの間に特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 入札参加者の構成企業は、主灰等資源化事業者及びその関連の運搬事業者、鉄道輸送又は船舶輸送に係る運搬事業者を除き、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、このことについて、参加表明書提出以降、市がやむを得ない事情があると認めた場合の構成企業の変更及び入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様とする。
- (7) 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- (8) 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

#### 2 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成企業は、焼却方式+主灰等の外部資源化の場合には以下の(1)から(6)の各項の要件を、ガス化溶融方式（一体型、分離型）の場合には以下の(1)から(4)の各項の要件を満たす企業で構成すること。

なお、各号の要件に示す実績は、入札公告の時点とし、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

- (1) 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件  
本施設の建築物の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で

行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- ④ 参加表明書の提出期限日において、市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が1,100点以上であること。
- ⑤ 平成23年4月1日以降に地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る設計・建設工事の受注実績を有すること。

(2) 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

① ごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

ごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、代表企業となる1者は次の要件を全て満たすこと。

ア 建設業法第3条第1項の規定による「清掃施設工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ ごみ焼却施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

ウ 参加表明書の提出期限日において、市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」の総合評定値が1,100点以上であること。

エ 地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設、処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成）において、下記(ア)に示すごみ処理方式（機種）のうち、本事業にて提案するごみ処理方式（機種）のプラント設備に係る設計・建設工事の下記(イ)及び(ウ)の建設実績を元請としてそれぞれ複数件有すること。なお、(イ)及び(ウ)の建設実績は、それぞれ異なる施設とする。

(ア) ごみ処理方式（機種）

a 焼却方式

- ・ストーカ式
- ・流動床式

b ガス化溶解方式（一体型）

- ・シャフト式ガス化溶解炉

c ガス化溶解方式（分離型）

- ・流動床式ガス化溶解炉
- ・キルン式ガス化溶解炉

(イ) 受注実績：平成23年4月1日以降の受注実績

(ウ) 稼働実績：現在に至るまで10年以上継続した稼働実績

② リサイクル施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

リサイクル施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者は次の要件を全て満たすこと。

ア 建設業法第3条第1項の規定による「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ リサイクル施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任

で配置できること。

ウ 参加表明書の提出期限日において、市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」の総合評定値が1,100点以上であること。

エ 地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（リサイクル施設（10t/5h以上、粗大ごみの処理を行う高速回転破砕機設置施設（当該施設の処理対象物に含むことで可。））のプラント設備に係る設計・建設工事の下記(ア)及び(イ)の建設実績を元請として有すること。なお、(ア)及び(イ)の建設実績は、それぞれ異なる施設とする。

(ア) 受注実績：平成23年4月1日以降の受注実績

(イ) 稼働実績：現在に至るまで10年以上継続した稼働実績

(3) 既存施設の解体撤去を行う者の要件

既存施設の解体撤去を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者は次の要件を全て満たすこと。

- ① 建設業法第3条第1項の規定による「解体工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 既存施設の解体工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- ③ 参加表明書の提出期限日において、市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「解体」の総合評定値が900点以上であること。
- ④ 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成26年1月10日付基発0110第1号）に基づく廃棄物を対象とした焼却施設の解体実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。

(4) 本施設の運営・維持管理を行う者の要件

本施設の運営・維持管理を行う者は構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ① 以下の要件を満たす地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設の運転管理業務実績を1年以上有すること。ただし、ア、イは異なる施設の実績でも可とする。

ア 下記(ア)に示すごみ処理方式（機種）のうち、本事業にて提案するごみ処理方式（機種）と同じ方式のボイラー・タービン発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（100t/日・炉以上、複数炉構成）

(ア) ごみ処理方式（機種）

a 焼却方式

- ・ストーカ式
- ・流動床式

b ガス化溶融方式（一体型）

- ・シャフト式ガス化溶融炉

c ガス化溶融方式（分離型）

- ・流動床式ガス化溶融炉
- ・キルン式ガス化溶融炉

イ リサイクル施設（10t/5h以上、粗大ごみの処理を行う高速回転破砕機設置施設（当該施設の処理対象物に含むことで可。））

- ② 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、以下の要件を満たす地方公共団体発注の一般廃棄

物処理施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。

ア 上記①ア(ア)に示すごみ処理方式(機種)のうち、本事業にて提案するごみ処理方式(機種)と同じ方式のボイラー・タービン発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(100t/日・炉以上、複数炉構成)

(5) 主灰等の運搬を行う者の要件

主灰等の運搬を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。

- ① 運営開始時に、本業務を実施するために必要十分な施設(主灰等を運搬するための車両等)を所有していること。
- ② 運営開始時に、本業務を実施するための必要な許認可を取得していること。

(6) 主灰等の資源化を行う者の要件

主灰等の資源化を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。

- ① 提案する主灰等の資源化施設(セメント原料化施設等)について、1年間以上の運転実績を有していること。
- ② 運営開始時に、本業務を実施するための必要な許認可を取得していること。

### 3 構成企業の制限

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 市の最新の建設工事等競争入札参加資格審査申請書受付簿に登録されていない者。
- (3) 市の建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- (4) 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結)に基づく排除措置を受けた者。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- (6) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。(再生手続開始の決定がなされた場合を除く。)
- (9) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
- (10) 清算中の株式会社である民間事業者で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- (11) 国税又は地方税を滞納している者。
- (12) 市が本事業に係る発注支援業務を委託している者及びかかる者と当該発注支援業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。本事業に関し、市が本事業に係る発注支援業務を委託している者及び提携関係にある者は以下の

とおりである。

- ・ 株式会社エイト日本技術開発
- ・ 豊原総合法律事務所

- (13) 本事業に係る豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査委員、審査委員が属する法人及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がある者。

#### 4 参加資格審査

- (1) 参加資格審査基準日は、参加資格審査申請書受付最終日とする。この場合において、各証明書類の有効期限は、参加資格審査基準日から起算して3か月以内とする。
- (2) 参加資格審査基準日の翌日から入札提出書類提出日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は、入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって参加資格を有する構成企業を補充し、市が行う参加資格の確認により、参加資格を有することが認められたときは、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格に係る参加資格審査基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。
- (3) 入札提出書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格要件を欠いた場合、市は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、市と協議の上、市がやむを得ない事情であると判断したときは、この限りではない。
- (4) 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が参加資格を欠いた場合、市は、落札者と特定事業契約を締結しない。この場合において、市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

#### 5 運営事業者の設立に関する要件

- (1) 運営事業者は、会社法（平成17年法律第86号）に規定される株式会社とし、市又は田原市内に本店を置くこと。なお、運営事業者の本店所在地については、運営期間に限り、無償で本施設内に設置することを認めるものとする。
- (2) 運営事業者は、本事業の運営業務を実施するもののみを目的として設立すること。
- (3) 運営事業者への出資は、落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めないものとする。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。
- (4) 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

#### 6 債務負担行為

- (1) 債務負担行為及び予定価格

市は、特定事業契約に関して、「72,484,000千円に物価変動等による増減額を加算した額」を限度額とした債務負担行為を設定している。

市は、上記の債務負担行為設定額を踏まえ、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）及び入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た価格であり、消費税及び地方消費税額を含まない。）を設定する。

- (2) 留意事項

- ① 予定価格及び入札書比較価格は、現在価値換算前の実額ベースの金額である。
- ② 予定価格及び入札書比較価格には、特定事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。
- ③ 入札価格（消費税及び地方消費税を含まない。）が入札書比較価格を超える場合、市は、入札参加者を失格とする。
- ④ 予定価格及び入札書比較価格は、落札者決定後に公表する予定である。

## 第4章 事業者の選定

### 1 落札者の決定

#### (1) 落札者の決定方法

本事業は、設計・建設段階から運営段階までの各業務を通じて、事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものである。したがって、落札者の決定方法については、入札価格のほか、設計・建設及び運営維持管理の提案内容、市の要求水準との適合性、事業計画の妥当性、確実性等の各面から総合的に評価する方式（総合評価一般競争入札）を採用する。

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で規定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、前述の方式をもって落札者を決定する。

落札者決定に当たっての基準等は、落札者決定基準による。

#### (2) 提案書の審査

入札参加者から提出された提案書は、学識経験者及び市及び田原市職員で構成される審査委員会において審査を行い、最優秀提案者を選定する。審査委員会は、次の6名で構成される。

委員長	稲垣 隆司	岐阜薬科大学 名誉教授
副委員長	功刀 由紀子	愛知大学 名誉教授
委員	荒井 喜久雄	全国都市清掃会議 技術指導部長
委員	小口 達夫	豊橋技術科学大学 応用化学・生命工学系 准教授
委員	山本 誠二	豊橋市役所 環境部長
委員	柴田 高宏	田原市役所 市民環境部長

なお、本事業の落札者決定までの間に、本入札に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、審査委員会委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出することにより、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

#### (3) 落札者の決定

審査委員会による最優秀提案者選定結果を踏まえて、市が落札者を決定する。

#### (4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。

### 2 契約手続等

#### (1) 基本協定の締結等

市と落札者は、契約の締結に関して、双方合意のもと、速やかに基本協定を締結するとともに、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）、主灰等運搬業務委託契約書（案）及び主灰等資源化業務委託契約書（案）に基づき契約手続を行う。

#### (2) 運営事業者の設立

落札者は、基本協定締結後速やかに、「第3章 5 運営事業者の設立に関する要件」に規定する運営事業者を設立すること。

(3) 契約の締結

市は、事業者と基本契約について、建設事業者と建設工事請負契約について、運営事業者と運営業務委託契約について、主灰等運搬事業者と主灰等運搬業務委託契約について、主灰等資源化事業者と主灰等資源化業務委託契約についての各々の仮契約を締結する。

各々の仮契約は、建設工事請負契約について市議会の議決を得た日をもって本契約となる。

市は愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続きを完了した上で落札者と特定事業契約を締結するものとする。

(4) 契約を締結しない場合

① 入札参加資格の欠如

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くこととなった場合、市は、落札者と特定事業契約を締結しないことができる。

② 不公正入札

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成企業が次のいずれかに該当する場合、市は、落札者に書面で通知することにより、特定事業契約について、本契約として成立させないことができるものとする。この場合において、落札者は、市の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の2に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帯して負担する。

なお、当該違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について市が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、落札者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

ア 落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は落札者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者又は落札者が構成事業者である事業者団体(以下「落札者等」という。)に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が落札者等に対して行われたときは、落札者等に対する命令で確定したものをいい、落札者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本入札に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為としての事業活動があったとされたとき。

ウ 納付命令又は排除措置命令により、落札者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本入札が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為があったとされた期間を除く。)に行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ 落札者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

オ 落札者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

③ 留意事項

上記①又は②により特定事業契約に関し、本契約として成立させない場合、市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。この場合、市は、審査委員会での総合評価値の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達したとき、随意契約により契約を締結することができる。ただし、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた条件を変更することができないものとする。

(5) 費用の負担

契約書の作成に係る印紙代等、特定事業契約の契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(6) 契約保証金

① 設計・建設業務における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として契約締結日までに納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、建設工事請負契約書（案）を参照のこと。

② 運営業務、主灰等運搬業務及び主灰等資源化業務における保証

運営事業者、主灰等運搬事業者及び主灰等資源化事業者は、それぞれの業務委託契約に定める各事業年度の契約金額の 100 分の 10 以上の額を運営期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに、契約保証金として納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、運営業務委託契約書（案）、主灰等運搬業務委託契約書（案）又は主灰等資源化業務委託契約書（案）を参照のこと。

## 第5章 入札の手続等

### 1 入札の手続

#### (1) 入札公告及び入札説明書等の公表

市は、令和3年12月3日（金）に入札公告し、同日から入札説明書等を市ホームページにおいて公表する。ただし、参考資料（要求水準書添付資料）はホームページに掲載しない。

参考資料（要求水準書添付資料）は、市にて入札参加希望者へ配付する。

当該資料の受け取りに際しては、配付を受けるための事前予約を「第5章 1（13）担当課」に電話にて連絡して行い、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を持参すること。

#### (2) 現地見学会

事業予定地等に関する現地見学会を、次のとおり開催する。

##### ① 開催期間

令和3年12月13日（月）から令和3年12月14日（火）まで

##### ② 場所

豊橋市豊栄町地内

##### ③ 見学方法

現地見学会への参加希望者は、「現地見学会参加申込書」（様式第2号-1）及び「現地見学会に係る誓約書」（様式第2号-2）に必要事項を記入のうえ、令和3年12月3日（金）から令和3年12月10日（金）15時までに、電子メールにより「第5章 1（13）担当課」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による申込みは受け付けない。参加希望者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。市は電子メールにより、現地見学会の日時を各提出者へ返信する。申込みの状況によっては、市は、日程の調整を行うことがある。

なお、現地見学会への参加人数の制限は設けない。また、見学会当日、本事業に関する質問は受け付けない。

#### (3) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

##### ① 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、「入札説明書等に関する質問書」（様式第1号）に必要事項を記入の上、電子メールにより「第5章 1（13）担当課」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。

なお、文書形式は、Microsoft Excel（windows版）とすること。質問提出者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。

##### ② 受付期間

ア 第1回：令和3年12月3日（金）から令和3年12月17日（金）16時まで

イ 第2回：令和4年1月21日（金）から令和4年1月28日（金）16時まで

なお、第2回の質問については、「第5章 1（6）参加資格審査結果の通知」において、参加資格を有すると認められた入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができるものとする。また、第2回の質問では、対面的対話の対象としたい確認事項以外の質問がある場合に提出するものとする。

(4) 入札説明書等に関する質問への回答書の公表

入札説明書等に関する質問への回答は、以下の日程に市ホームページにおいて公表する予定である。電話及び口頭での回答等は行わない。

なお、本事業に直接関係しない質問、不当に混乱を招くことが危惧されると市が判断した質問については回答しない。また、第2回の回答については、対面的対話の時間内に回答できなかった事項等の回答を含む場合がある。ただし、入札参加者固有のノウハウ等に基づく内容については、公表しない場合がある。

ア 第1回：令和4年1月6日（木）

イ 第2回：対面的対話結果の公表日と同日

(5) 参加資格審査申請書類の提出

入札参加希望者は、次により参加資格審査の申請を行わなければならない。期限までに参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

① 提出書類

「第6章 提出書類」に示すとおりとする。

② 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。

なお、提出に際しては、「第5章 1 (13) 担当課」に電話にて事前連絡を行うこと。

③ 受付場所

「第5章 1 (13) 担当課」を参照

④ 受付期間

令和4年1月6日（木）から令和4年1月14日（金）まで

開庁日の9時から16時まで（正午から13時までを除く）

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、参加資格審査申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、令和4年1月21日（金）付（予定）で郵送により通知する。

なお、この段階では、入札参加者の企業名及び企業数等については公表しない（審査講評公表時に公表する。）。

(7) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格審査結果の通知により、参加資格がないと認められた入札参加希望者は、市に対して、参加資格がないと認めた理由を問う書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。）を提出することにより、説明を求めることができる。

市は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、速やかに郵送により書面にて回答する。

① 提出期限

令和4年1月28日（金）16時まで

② 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。

提出時間は、開庁日の9時から16時まで（正午から13時までを除く。）とする。

③ 提出場所

「第 5 章 1 (13) 担当課」を参照

(8) 入札の辞退

入札参加者が本入札を辞退する場合は、入札提出書類提出期限までに、「入札辞退届」(様式第 10 号)を提出すること。

(9) 対面的対話の実施

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、以下のとおり、市と個別に対面的対話を行う。

入札参加者は、令和 4 年 1 月 21 日(金)から令和 4 年 1 月 28 日(金)16 時まで「対面的対話への参加申込書」(様式第 11 号-1)に必要事項を記入の上、電子メールにより「第 5 章 1 (13) 担当課」に提出すること。

対面的対話の時間は 90 分程度の予定とし、日時、場所や提出資料等の詳細を実施要領としてとりまとめ別途入札参加者の代表企業に通知する。

① 対面的対話の実施日

令和 4 年 2 月 9 日(水)又は令和 4 年 2 月 10 日(木)(予定)

時間については、市が調整のうえ入札参加者に別途通知する。

② 対面的対話の実施方法

ア 対面的対話の参加者は、「対面的対話における確認事項」(様式第 11 号-2)を記入の上、「対面的対話への参加申込書」の提出時に併せて、電子メールにより「第 5 章 1 (13) 担当課」に提出すること。入札参加者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。

イ 事前提出を受けた様式第 11 号-2 に基づき、市と入札参加者の対話を行う。対面的対話では、入札説明書等の内容についての確認を中心とし、入札参加者の提案自体に対する助言及び評価は行わない。

ウ 事業者選定の公平性を確保する観点から、対話の結果(議事録)は原則として公表する。ただし、入札参加者固有のノウハウ等に基づく内容については、公表しない場合がある。

エ 対話の結果(議事録)は、令和 4 年 2 月下旬に、入札参加者の確認を得た上で、市ホームページに掲載する。

(10) 入札提出書類の提出

入札参加者の代表企業は、「第 5 章 1 (13) 担当課」へ、「第 6 章 提出書類」に示す入札提出書類を次のとおり提出すること。

① 受付日時

令和 4 年 4 月 4 日(月)

9 時から 16 時まで(正午から 13 時までを除く)

② 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。

なお、提出に際しては、「第 5 章 1 (13) 担当課」に電話にて連絡し、事前予約を行うこと。

(11) 提案書に関するヒアリング

審査委員会は、入札参加者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

なお、日時や場所等の詳細を決定次第、各入札参加者の代表企業に市より通知する。

① 開催日時(予定)

令和4年5月下旬（予定）

（ヒアリングの順番は、入札提案書類の提出時にくじ引きにより決定する。）

② 実施方法

ヒアリングは入札参加者毎に行い、時間は、1入札参加者につき90分程度（入札参加者によるプレゼンテーション30分、質疑応答60分）を想定する。

(12) 開札

入札書の開札は、市において次のとおり行う。

なお、日時や場所等の詳細を決定次第、各入札参加者の代表企業に市より通知する。

① 日時

令和4年5月下旬（予定）

② 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。

また、代理人が開札に立ち会う場合、「委任状（開札の立会い）」（様式第19号）を当日持参することとする。

③ 入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行う。

④ 開札場には、入札参加者、その代理人又は③の立会職員及び入札事務に関係のある市職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は、入場することができない。

⑤ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

⑥ 入札参加者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、開札に関する委任状をもって、身分証明書に替えることとする。

⑦ 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。

⑧ 開札場において、次のいずれかに該当する者は、当該開札場から退去させる。

ア 公正な執行を妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

⑨ 開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるか否かの確認を行う。当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を取りやめる。

(13) 事務局

本事業の事務局は次のとおりである。

担 当 課	: 豊橋市 環境部 施設建設室
	: 〒441-3125 豊橋市豊栄町字西 530 番地
T E L	: 0532-38-0777
電 子 メール	: shisetsukensetsu@city.toyohashi.lg.jp
ホームページ	: <a href="http://www.city.toyohashi.lg.jp/">http://www.city.toyohashi.lg.jp/</a>

## 2 入札参加に関する留意事項

### (1) 公正な入札の確保

入札参加者は、独占禁止法等に抵触することのないように留意すること。

また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、関係法令を順守すること。

### (2) 入札提出書類の差替え等の禁止

入札参加者は、提出期限後における入札書及び入札提出書類の差換え及び再提出をすることができない。

### (3) 入札の延期等

市は、競争性を確保し得ないと認めたときは、本入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

### (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- ① 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- ② 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- ③ 所定の日時まで所定の場所に到着しない入札
- ④ 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- ⑤ 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- ⑥ 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- ⑦ 記名のない入札
- ⑧ 入札書の記載事項が確認できない入札
- ⑨ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- ⑩ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

### (5) 費用の負担

本入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

### (6) 使用言語、単位及び通貨

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (7) 入札提出書類の取扱い

#### ① 著作権

入札提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

#### ② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

#### ③ 入札提出書類の使用等

提出された入札提出書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない（使用する場合は、事前に各入札参加者に確認する。）。公表、展示その他市が本事業に関し

必要と認める用途に用いる場合は、市は、これを無償で使用するができるものとする。

なお、提出された入札提出書類は返却しない。

(8) 市の提供する資料の取扱い

入札参加者（入札提出書類提出期限までに辞退した者を含む。）は、市が提供する資料を本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(10) その他

- ① 入札参加者が1者であった場合も、落札者決定基準に従い、入札提出書類の審査を行う。
- ② 本入札説明書に定めるもののほか、本入札にあたって必要な事項が生じた場合は、参加資格審査結果の通知前においては市ホームページにて公表するため、適宜、ホームページの確認をすること。また、参加資格審査結果の通知後においては入札参加者の代表企業に通知する。
- ③ 市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

## 第6章 提出書類

### 1 参加資格審査申請書類

参加資格審査申請を行う入札参加予定者は、次の提出書類をまとめて1部提出すること。

- (1) 参加表明書 (様式第3号)
- (2) 構成員及び協力企業一覧表 (様式第4号)
- (3) 予定する建設事業者の構成 (必要により) (様式第5号)
- (4) 参加資格審査申請書 (様式第6号)
- (5) 委任状 (代表企業) (様式第7号)
- (6) 委任状 (代理人) (様式第8号)
- (7) 各業務を担当する者の要件を証明する書類 (様式第9号)

### 2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- (1) 入札辞退届 (様式第10号)

### 3 入札提出書類

入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類		部数
入札提出書類提出届及び要求水準に関する誓約書		各1部
入札書		1部
提案書	提案図書	各12部 (正本2部、副本10部)
	設計・建設及び運營業務に関する提案書	
	事業計画に関する提案書	
	施設計画図書	
	添付資料	
	提案図書概要版	
施設計画に係る提案概要		12部
提案書、施設計画に係る提案概要の電子データ (正本及び副本それぞれのデータを含むものとする。)		CD-R等 3部

- (1) 入札提出書類提出届等
  - ① 入札提出書類提出届 (様式第12号)
  - ② 要求水準に関する誓約書 (様式第13号)
- (2) 入札書 (様式第14号)
- (3) 提案図書
  - ① 設計・建設及び運營業務に関する提案書 (様式第15号)
  - ② 事業計画に関する提案書 (様式第16号)
- (4) 施設計画図書
  - ① 施設概要 (施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。)
  - ② 設計基本数値

## ア ごみ焼却施設関連

### (ア) 施設計画基本数値

- a 物質収支
- b 熱収支
- c 用役収支

- ・電 力：設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、契約電力、発電電力、料金等の各項目を明らかにすること。
- ・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。
- ・燃 料：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。
- ・薬 品：プラントで使用する薬品の日使用量を明らかにすること。
- ・油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。

### (イ) 主要施設（機器）設計計算書

- a 受入ピット容量その他主要ピット容量
- b クレーン（ごみ、灰）のバケット容量及び稼働率（自動、手動運転）
- c 投入ホoppa容量
- d 処理能力曲線及び算出根拠
- e 燃焼室熱負荷（燃焼室寸法（図示）、容量等）
- f 燃焼室ガス滞留時間及び出口温度
- g 廃熱ボイラの能力
- h 蒸気復水器の能力
- i 発電設備容量
- j 減温塔の能力、容量
- k 排ガス処理設備の薬品使用量及び貯留量
- l 送風機関係の能力
- m 主要ポンプの能力
- n その他主要機器の容量及び能力計算
- o 負荷リスト（非常用電源負荷を明らかにすること。）

### (ウ) 要求水準に対する設計仕様書

(様式第 13 号-1)

## イ リサイクル施設関連

### (ア) 施設計画基本数値

- a 物質収支
- b 用役収支

- ・電 力：設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、契約電力、発電電力、料金等の各項目を明らかにすること。
- ・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。
- ・油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。

### (イ) 主要施設（機器）設計計算書

- a ヤード・保管設備の面積及び容量
- b ホoppa容量
- c コンベヤ能力
- d 選別機能力
- e 送風機関係の能力
- f 破碎機能力

- g 搬出設備の貯留容量
- h その他主要機器の容量及び能力計算
- i 負荷リスト（非常用電源負荷を明らかにすること。）
- j 処理不適物（破砕困難物）リスト
- k 防爆及び爆発時の対策

(ウ) 要求水準に対する設計仕様書 (様式第 13 号-1)

ウ 既存施設の解体工事及び準備工事関連

(ア) 施工計画書

- a 施工手順（解体フローを用いて、施工段階毎に計画を説明すること。）
- b 地下構造物工法
- c 煙突解体工法

(イ) 主要設計計算書

- a 負圧集じん器能力・台数

(ウ) 要求水準に対する設計仕様書 (様式第 13 号-1)

③ 図面【縮尺は、特に指定がある場合を除き、入札参加者にて見やすい縮尺に設定すること。】

ア 全体配置図【A3 横】

イ 動線計画図【A3 横】

※ 「ア 全体配置図」、「イ 動線計画図」及び「ス パース」の作成においては、西工場棟の跡地との往來を含めた提案とすること。西工場棟の跡地利用計画は現時点では未定であるため、本提案に際しては、便宜的に施設利用者等が使用する駐車場として作図を行うこと。ただし、要求水準書にて規定する駐車場は、西工場棟跡地を除く敷地内で必要台数を確保すること。

ウ 各階機器配置図（主要機器の名称を記載すること。）【A3 横】

エ 機器配置断面図（縦断，横断図）【A3 横】

オ 点検動線計画図（主要機器の名称記載）【A3 横】

カ 主要機器組立図【A3 横】

キ フローシート【A3 横】

(ア) ごみ焼却施設関連

- a 対象廃棄物並びにその生成物及び副産物
- b 給水（上水、井水、再利用水、冷却水及び雨水）
- c 排水（ごみピット排水、プラント排水、生活排水、下水道排水等）
- d ボイラ給水、蒸気、復水及び純水
- e 余熱利用
- f 燃料
- g 油圧及び圧縮空気
- h 脱臭及び消臭
- i 計装設備（他のフローシートとの兼用も可）
- j 建築設備（空調、換気、給排水、給湯、放送設備、火報等）
- k 情報処理システム

(イ) リサイクル施設関連

- a 対象廃棄物並びにその生成物及び副産物
- b 集じん
- c 給排水

- d 計装設備（他のフローシートとの兼用も可）
- e 建築設備（空調、換気、給排水、給湯、放送設備、火報等）
- f 情報処理システム

(ウ) 解体対象施設解体工事関連

- a 仮設排水処理設備フロー

- ク 電気設備主回路単線系統図【A3 横】
- ケ 建築一般図（各階平面図及び断面図）【A3 横】
- コ 建築仕上げ表
- サ その他提案する構造物等に関する図面【A3 横】
- シ 建築面積表（各階床面積及び各室床面積を明記すること。）
- ス パース（鳥観図、アイレベル 各1枚）【A3 横】

④ 工事工程

- ア 全体工事工程【A3 横】
- イ 解体工事・準備工事工程【A3 横】

(5) 添付資料 (様式第 17 号)

その他要求水準に示す性能・機能を確認できる資料（運営を含む。）及び提案等の内容が確認できる資料（運營業務を含む。）がある場合には、添付資料にて取りまとめること。

(6) 提案図書概要版 (様式第 18 号)

(7) 施設計画に係る提案概要【A3 横 1 枚】

施設計画に係る提案概要には、下記の項目を含めるものとする。

- ・ パース図
- ・ 本施設の建築面積、延床面積、その他の施設諸元
- ・ 提案のコンセプト
- ・ 施設計画の特徴

## 第7章 提出書類作成要領

### 1 一般的事項

各提出書類を作成するに当たっては、特に市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものところによるものとする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

### 2 参加資格審査申請時の提出書類

参加資格審査申請時の提出書類を作成するに当たっては、特に市の指示がない限り、参加資格審査申請書（様式第6号）を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4版・縦・左綴じとして1部提出すること。

### 3 入札書

入札書を作成するに当たっては、特に市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 入札書（様式第14号）は、封筒（別紙4参照。）に入れ、封かんして提出すること。  
なお、様式第14号別紙1、別紙2及び別紙3については、入札書の提出と同時に、入札書と別に封かんして提出すること（別紙4参照）。
- (2) 入札価格は、事業期間にわたる設計・建設業務に係る対価、運營業務に係る対価、主灰等運搬業務に係る対価及び主灰等資源化業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、「別紙5 本事業において市が事業者を支払う対価について」に基づいて算定すること。  
また、特定事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4) 事業計画に関する提案書との整合性を確保すること。

### 4 提案書

提案書を作成するに当たっては、特に市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 提案図書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で1冊にまとめ、「設計・建設及び運營業務に関する提案書」、「事業計画に関する提案書」をA4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各12部提出すること。  
文字サイズは11ポイント以上（図表は含めない）とし、1ページに概ね1,600字程度とすること。提案図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」（以下「受付グループ名」という。）を右下欄に記入する。
- (2) 施設計画図書は、「第6章 3（4）施設計画図書」に記載した順番で1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各12部提出すること。  
施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、受付グループ名を右下欄に記入する。ただし、「(り) 要求水準に対する設計仕様書」は分冊とする。  
また、施設計画図面については次のとおりとする。
  - ① 図面は、JISの建築製図通則に従って作成すること。
  - ② 右下に図面名称及び受付グループ名を記入する。
- (3) 添付資料及び提案図書概要版は、様式集の順番（各添付資料の該当する様式が分かるようにま

とめること。)で1冊にまとめ、A4版(A3版書類についてはA4版に折込み)・縦・横書き・片面・左綴じとして、各12部提出すること。

添付資料には各ページの下中央に通し番号(1/●～●/●)をふり、様式第18号(添付資料の表紙)には、受付グループ名を右下欄に記入する。

- (4) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵、写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (5) ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず、企業名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本2部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること(正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。)
- (6) 「第7章6(3)資金調達」に示す金融機関等を除き、関心表明書は提出しないこと。
- (7) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- (8) 市に提出する提案書の電子データは、PDF形式とし、提案図書、施設計画図書(施設概要、設計基本数値)、施設計画図書(図面、工事工程)、添付資料、提案図書概要版ごとに様式集の順番でそれぞれ1つのPDFファイルにまとめて提出すること。電子データのサイズに応じてPDFファイルを複数に分割してもよい。また、PDFに加えて、様式集(Excel版)についてはMicrosoft Excel(Windows版、xlsx形式)も提出すること。  
なお、市に提出する電子データには、印刷制限等のセキュリティ権限を設定しないこと(以下の資料についても同様とする。)

## 5 施設計画に係る提案概要

施設計画に係る提案概要を作成するにあたっては、特に市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 施設計画に係る提案概要は、A3版・縦・横書き・1枚(片面印刷)とし、綴じずに12部提出すること。市に提出する電子データは、PDF形式とする。
- (2) 受付グループ名を右上隅に記載し、提案書と同様、企業名等が特定できる表現はしないこと。
- (3) 施設計画に係る提案概要には、下記の項目を含めるものとし、簡潔に記載すること。ただし、落札者決定後、議会等への報告のために落札者の施設計画に係る提案概要を使用するため、記載する内容に留意すること。特に、各入札参加者のノウハウに係る内容等については、各入札参加者の判断により、支障のない表現とすること。
  - ・ パース図
  - ・ 本施設の建築面積、延床面積、その他の施設諸元
  - ・ 提案のコンセプト
  - ・ 施設計画の特徴
- (4) 施設計画に係る提案概要は、定量化審査の対象にはしない。

## 6 留意事項

入札提出書類の作成に当たっては、次の条件を踏まえること。

- (1) リスク管理の方針  
本事業の実施における責任は、原則として事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、事業者と別途協議の上、市が応分の責任を分担する。  
市と事業者との責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約で定める。
- (2) 保険

① 市は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する予定である。

なお、事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合であっても、市が加入する保険にて保険金が填補された場合は、市が事業者に対して行う損害賠償請求の金額からその分を控除するものとする。

② 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、市は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者を付保する保険金により填補された部分は控除されるものとする。

③ 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

### (3) 資金調達

入札参加者が、事業実施に際して必要となる資金等を金融機関等より調達することを想定する場合は、金融機関等より当該の資金調達に係る関心表明書を徴求する等の対応により、資金調達が確実に行われるよう配慮すること。

### (4) 要求水準書範囲外の提案について

要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問（第1回又は第2回）及び対面的対話において、市に確認し、了解を得たものに限り有効とする。

市の了解を得ずに提案を行った場合は、落札者決定基準に示す基礎審査において、失格とする場合があるので注意すること。なお、質問内容が入札参加者のノウハウに関する場合には、個別に回答するものとする。

### (5) 電力に係る契約の締結者及び電力料金の算定について

電力に係る契約については、買電に係る契約は運営事業者が、売電に係る契約は市が、それぞれ電力会社と締結する。

入札時における買電に係る電力料金（基本料金、買電等）の算定においては、中部電力パワーグリッド株式会社との契約とし、令和3年度の条件が運営期間にわたり継続するものとして算出すること。

なお、制度変更等に伴う電力料金等の取扱いについては、「別紙6 制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方」のとおりとする。

## 第8章 事業実施に関する事項

### (1) 業務の委託

事業者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、市の承諾を得た場合はこの限りでない。

### (2) 雇用等への配慮

- ① 雇用については、市内及び田原市内の人材雇用に配慮すること。
- ② 関係法令等に基づく雇用基準等を順守すること。
- ③ 下請人等を選定する際は、市内又は田原市内に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む。）を有する者の中から選定するよう努めること。
- ④ 資機材等の調達、納品等においても、積極的に市内又は田原市内に本店を有する企業を活用するよう努めること。

### (3) 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、特定事業契約等の規定に基づいて、市と事業者は誠意をもって協議する。

また、特定事業契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所豊橋支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

### (4) 事業の継続が困難となった場合の措置

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
  - ア 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、市は、特定事業契約を解除することができる。
  - イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は特定事業契約を解除することができる。
  - ウ ア及びイにより市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。
- ② 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
  - ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができる。
  - イ アにより事業者が特定事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。
- ③ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合  
不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、特定事業契約を解除することができる。
- ④ その他  
その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

(5) 市による本事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する実施状況が要求水準及び特定事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本事業のモニタリングを行う（別紙7参照）。

## 第9章 その他

### 1 必要事項等の追加

本入札説明書に定めることその他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、参加資格審査結果の通知前においては市ホームページにおいて公表するため、適宜、市ホームページにおいて確認すること。

また、参加資格審査結果の通知後においては代表企業に通知する。

### 2 情報公開及び情報提供

豊橋市情報公開条例に基づき情報公開を行う。また、本事業に係る情報提供は、適宜、市ホームページ等を通じて行う。

## 別紙 1 用語の定義

用 語	定 義
受入対象物	市及び田原市内から排出され、市及び田原市（直営）、委託業者、許可業者、排出事業者又は市民が本施設に搬入する搬入物を総称していう。
運營業務	本事業のうち、運営・維持管理（運転、維持管理、補修及び更新等を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。
運營業務委託契約	市と運営事業者が締結する豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業運營業務委託契約書に基づく契約をいう。
運營業務委託契約書（案）	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業運營業務委託契約書（案）」をいう。
運営事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、運営対象施設の運營業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、運営対象施設の運營業務を担当する者をいう。
解体工事	本施設の建設に係る既存施設の解体工事をいう。なお、ごみ焼却施設の建設までの工事を解体工事（第1期）、粗大ごみ処理施設、豊橋市単独施設、管理棟及び計量棟の建設までの工事を解体工事（第2期）とする。
既存施設	現豊橋市資源化センターを構成する施設及び設備等のすべてを総称していう。
基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る市と落札者の間で締結される豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業基本協定書に基づく協定をいう。
基本協定書（案）	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業基本協定書（案）」をいう。
基本契約	本事業の実施に際し、市と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
基本契約書（案）	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書（案）」をいう。
協力企業	構成企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務又は運營業務のうちの一部を請負い、又は受託する者をいう。
建設工事請負契約	市と建設事業者が締結する豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
建設工事請負契約書（案）	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約書（案）」をいう。
建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。
構成員	構成企業のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
構成企業	構成員と協力企業の総称をいう。
ごみ焼却施設	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、粗大ごみ処理施設からの破碎残さ等を処理対象物とした処理施設の総称とし、入札説明書等において示すごみ焼却施設の工事範囲に設置される、ごみ焼却施設、計量棟、スラグ用ストックヤード、洗車場及び該当する範囲の外構等の全てを含めていう。
最終処分物	本施設の処理に伴って発生し、最終処分場に運搬される、処理不適物、処理困難物、飛灰処理物等で、外部委託処理されないものを総称していう。
市	豊橋市をいう。
事業者	建設事業者及び運営事業者を総称していう。なお、主灰等を外部資源化する処理方式の場合は、主灰等運搬事業者及び主灰等資源化事業者を含む。
資源物	主灰等、スラグ、メタルを除き資源化されるものをいう。
実施方針等	本実施方針及び要求水準書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
主灰等	主灰及び流動床式（飛灰の外部資源化）の場合に資源化する飛灰を総称していう。
事前選別・回収	市民分別並びに、リサイクル施設及び場外施設における選別により、事前に資源物を回収することをいう。
主灰等運搬業務委託契約	市と主灰等運搬事業者が締結する豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業主灰等運搬業務委託契約書に基づく契約をいう。また、流動床式焼却方式において飛灰の外部資源化では主灰を飛灰と読み替える。

用語	定義
主灰等運搬業務委託契約書(案)	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業主灰等運搬業務委託契約書(案)」をいう。
主灰等運搬事業者	ごみ焼却施設から発生する主灰等を主灰等資源化事業者が所有する主灰等資源化施設に運搬する者をいう。
主灰等資源化業務委託契約	市と主灰等資源化事業者が締結する豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業主灰等資源化業務委託契約書に基づく契約をいう。
主灰等資源化業務委託契約書(案)	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業主灰等資源化業務委託契約書(案)」をいう。
主灰等資源化事業者	ごみ焼却施設から発生する主灰等を自らが所有する主灰等資源化施設にて資源化する者をいう。
主灰等資源化施設	ごみ焼却施設から発生する主灰等を資源化するための施設(本施設以外)で、主灰等資源化事業者が所有する施設をいう。
準備工事	本施設の建設及び解体工事の施工にあたり、既存施設の機能を維持するために必要な仮設、移設及び改修工事をいう。なお、ごみ焼却施設の建設までの工事を準備工事(第1期)、粗大ごみ処理施設、豊橋市単独施設、管理棟及び計量棟の建設までの工事を準備工事(第2期)とする。
処理困難物	タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベ、廃油、塗料、農薬、バイク、自動車及びピアノ等、市及び田原市では収集しないごみを総称していう。
処理対象物	受入対象物のうち、処理困難物を除いたものを総称していう。
処理不適合物	焼却処理、破碎・選別処理等に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設、解体工事及び準備工事に係る業務をいう。
粗大ごみ処理施設	不燃ごみ及び不燃性粗大ごみ等を処理対象物として破碎、選別処理する破碎設備、資源物を選別、圧縮する選別設備、資源物等を一時保管する保管設備を有する施設の総称又はごみ焼却施設で資源物の回収を行う場合は、一部の設備を有する施設の総称とし、入札説明書等において示す粗大ごみ処理施設の工事範囲に設置されるストックヤード及び該当する範囲の外構等の全てを含めていう。
代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
特定事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約、主灰等運搬業務委託契約及び主灰等資源化業務委託契約を総称して又は個別にいう。
豊橋市単独施設	家庭持込ごみを受け入れる「持込ごみ受入・選別設備」、市から搬入される危険ごみの処理を行う「危険ごみ処理設備」、市から搬入される剪定枝等のチップ化等を行う「剪定枝等処理設備」、市から搬入される資源物等の一時保管を行う「保管設備」から構成される施設の総称とし、入札説明書等において示す豊橋市単独施設の工事範囲の外構等の全てを含めていう。
入札参加者	参加資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められ、本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
入札説明書等	市が本事業の実施に際して入札公告時に配付する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、運営業務委託契約書(案)、主灰等運搬業務委託契約書(案)、主灰等資源化業務委託契約書(案)その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
入札提出書類	入札参加者が本事業の応募に際し、市に提出するものとして、入札説明書に規定する図書をいう。
本事業	豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
本施設	本事業において設計・建設され、運営されるごみ焼却施設及びリサイクル施設を総称していう。
本入札説明書	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業入札説明書」をいう。
要求水準書	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書」をいう。
様式集	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業様式集」をいう。
落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
落札者決定基準	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業落札者決定基準」をいう。
リサイクル施設	粗大ごみ処理施設及び豊橋市単独施設を総称していう。

## 別紙2 本事業の事業スキーム例

	ガス化溶融方式 (シャフト炉式、流動床式又はキルン式)	焼却方式+主灰等の外部資源化 (ストーカ方式又は流動床方式)	
スキーム図 (例)			
特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約	基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約、主灰等運搬業務委託契約、主灰等資源化業務委託契約	
市の支払対価	設計・建設費、ごみ焼却施設運営業務委託料、粗大ごみ処理施設運営業務委託料	設計・建設費、ごみ焼却施設運営業務委託料、粗大ごみ処理施設運営業務委託料、主灰等運搬業務委託料、主灰等資源化業務委託料	
運営事業者への出資義務	落札者の構成員	左記と同様	
民間事業者の収入	建設事業者	市から支払われる設計・建設費	左記と同様
	運営事業者	市から支払われる運営業務委託料 ごみ焼却施設から発生するスラグ・メタル・回収金属の売却収入	市から支払われる運営業務委託料 ごみ焼却施設から発生する回収金属の売却収入
	主灰等運搬事業者	—	市から支払われる主灰等運搬業務委託料
	主灰等資源化事業者	—	市から支払われる主灰等資源化業務委託料 主灰から生成した資源物の売却収入
その他	売電収入、粗大ごみ処理施設から発生する鉄、アルミ等の資源物の売却収入は、市に帰属する。		

### 別紙3 本事業における主な役割分担

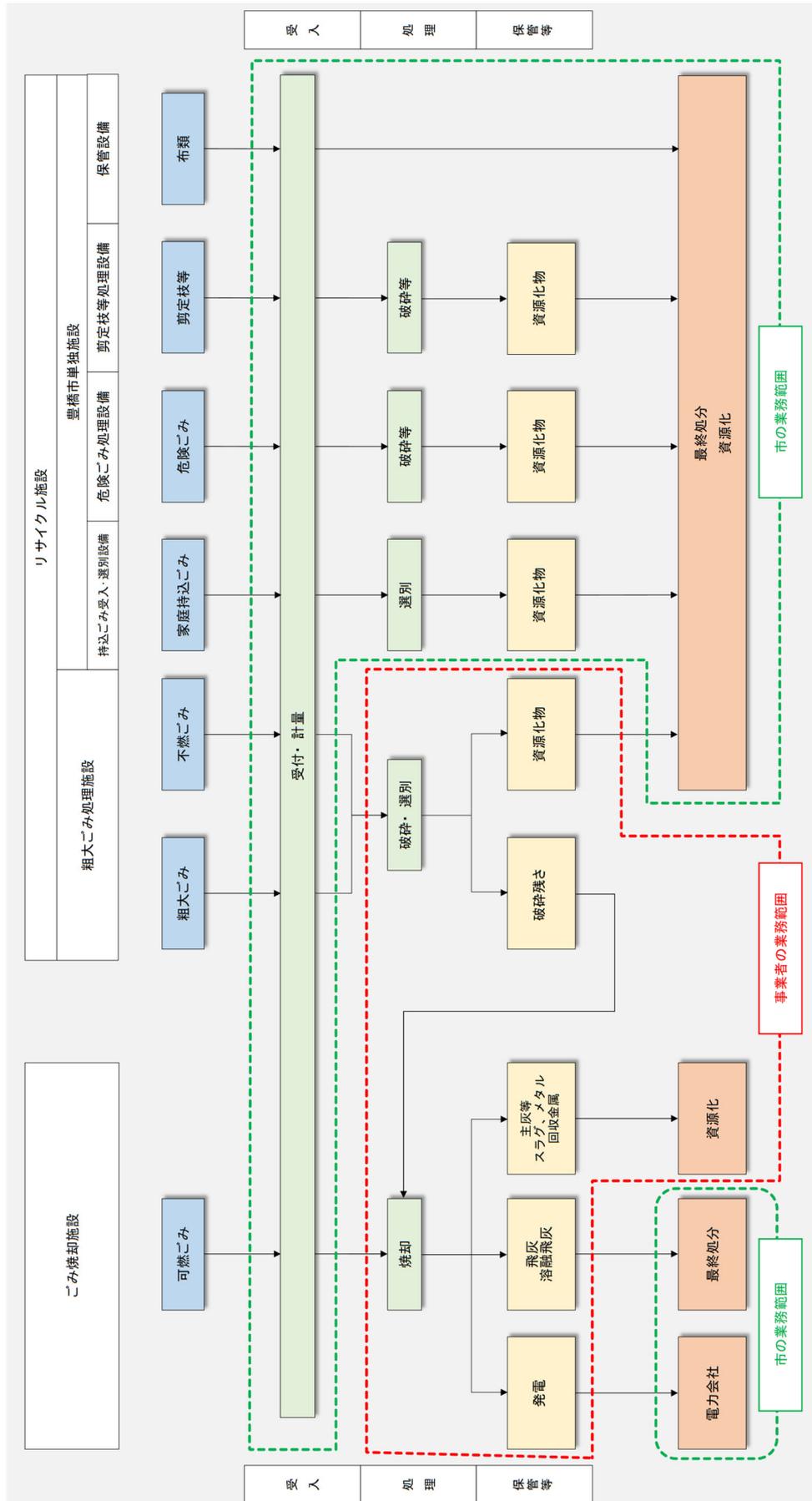
【本事業の役割分担】

業務の種類	主な業務内容	ごみ焼却施設	リサイクル施設		管理棟	計量棟	
			粗大ごみ処理施設	豊橋市単独施設			
1. 設計・建設業務 (本施設の設計・建設業務、解体工事業務及び準備工事業務)							
調査・設計業務	測量・地質調査等	市 (事業者が必要と判断する追加調査等は事業者が実施)					
	許認可申請等	事業者 (必要な手続きは市が行う)					
	設計	事業者					
建設業務	建設工事、解体工事、準備工事	事業者					
2. 運営業務							
受入・搬入指導監視業務	受付・計量、料金徴収、搬入ごみの監視等	市				市	
	車両誘導、荷下ろし、プラットフォーム監視等	市	市	市			
運転管理業務	施設の運転管理	事業者	事業者	市			
維持管理業務	物品・用役等の調達・管理	事業者	事業者	市 <sup>※1</sup>	市 <sup>※1</sup>	市 <sup>※1</sup>	
	日常点検・検査	事業者	事業者	市	市	市	
	補修、機器更新、精密機能検査等	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	
環境管理業務	環境保全、作業環境管理、環境測定	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	
有効利用業務	エネルギーの有効利用(発電、余熱供給)	事業者					
	売電収入	市 (事業者へインセンティブ付与)					
	資源化	主灰等、スラグ・メタル、回収金属	事業者 <sup>※2</sup>				
		鉄・アルミ、チップ等		市	市		
	最終処分物の適正処分(飛灰、溶融飛灰、処理不適物等)	市	市	市			
情報管理業務	各種記録、報告、データ管理等	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	
防災管理業務	防災対策、緊急対応作成等	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	
その他関連業務	清掃、警備等	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	
	見学者対応、住民対応	市・事業者					

※1 用役の調達は事業者とする。

※2 スラグ・メタルは事業者が市から買い取りのうえ、全量資源化し売却する。

【運営業務の業務範囲】



## 別紙4 入札書等の提出用封筒作成要領

### 1 入札書の提出用封筒について

封筒：表

事業名	豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業
-----	-------------------

封筒：裏

その他

- ・ 縦書きも可とする。
- ・ 表面の「入札書」は、朱書きとすること。
- ・ 封筒の大きさは、長形3号（120mm × 235mm）とすること。
- ・ 封筒中には、様式第14号を入れることとし、様式第14号別紙1、別紙2及び別紙3については、入札書の提出と同時に、入札書と別に封かんして提出すること。

## 2 様式第 14 号別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 の提出用封筒について

封筒：表

事業名	豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業
-----	-------------------

封筒：裏

○○○○グループ  
代表企業  
□□県□□市□□町□□番□□号  
□□□□株式会社

その他

- ・ 縦書きも可とする。
- ・ 表面の「様式第 14 号別紙 1、別紙 2 及び別紙 3」は、朱書きとすること。
- ・ 封筒の大きさは、長形 3 号（120mm × 235mm）とすること。
- ・ 封筒中には、様式第 14 号別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 を入れること。

## 別紙5 本事業において市が事業者を支払う対価について

### 1 対価の構成

本事業において市が事業者を支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成		対象業務
設計・建設業務に係る対価		①設計・建設業務 ②その他上記項目の関連業務を含む
運営業務に係る対価	ごみ焼却施設運営業務委託料	①ごみ焼却施設の運営業務 ②その他上記項目の関連業務を含む
	リサイクル施設運営業務委託料	①リサイクル施設の運営業務 ②その他上記項目の関連業務を含む
主灰等運搬業務に係る対価	主灰等運搬業務委託料 (焼却方式＋主灰等の外部資源化の場合)	①主灰等の運搬業務 ②その他上記項目の関連業務を含む
主灰等資源化業務に係る対価	主灰等資源化業務委託料 (焼却方式＋主灰等の外部資源化の場合)	①主灰等の資源化業務 ②その他上記項目の関連業務を含む

### 2 対価の算定方法

#### (1) 設計・建設業務に係る対価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・建設業務に係る対価	①設計・建設業務費用 ②その他費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■設計・建設業務に係る対価 ＝左欄支払の対象となる費用の合計</li> <li>■市の示す交付金年度計画に対する出来高から算定する。</li> </ul>

(2) 運営業務に係る対価

① ごみ焼却施設運営業務委託料の算定方法

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 <sup>※1</sup>
運営業務委託料A	<p>①変動費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料費</li> <li>・薬剤費</li> <li>・光熱水費（電力等の基本料金を除く）</li> <li>・その他費用</li> </ul> <p>※変動費用の内容は、処理量に応じて増減する費用であり、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。</p>	<p>■各支払期の支払金額            =各支払期の処理量（実績値）<sup>※2</sup>×提案単価（円/t）</p> <p>※入札価格の算定にあたっては、以下のとおりとする。            運営業務委託料A            =各年度処理量（計画値）<sup>※3</sup>×提案単価（円/t）</p>
運営業務委託料B	<p>①固定費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費</li> <li>・維持管理費（補修費用を除く）</li> <li>・電力等の基本料金</li> <li>・その他費用（SPC経費等）</li> </ul> <p>※固定費用の内容は、処理量に応じて増減しない固定的な費用であり、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。</p>	<p>■各支払期の支払金額            =[左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額            - 事業者の提案するスラグ・メタル、回収金属の有効利用収入の運営期間中の合計金額]÷支払回数（4回/年×20年）</p>
	<p>②補修費用</p>	<p>■補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とする。年度毎に支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。</p>
売電量増加分の対価	<p>①インセンティブフィー</p>	<p>■各支払期の支払金額<sup>※4</sup>            =[実売電電力量-提案売電電力量<sup>※5</sup>]×売電単価<sup>※6</sup>×50%</p>

※1 各支払期の委託料は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2 「各支払期の処理量（実績値）」は、ごみ計量機にて計量した搬入量とし、単位は(t)、小数点以下第2位（10kg単位）までを有効桁数とする。

※3 「各年度処理量（計画値）」は、要求水準書を参照すること。

※4 【実売電電力量 ≥ 提案売電電力量×110%の場合】

提案売電電力量の達成分（実売電電力量の提案売電電力量からの超過分：「実売電電力量-提案売電電力量」により算出する）に当該年度における売電単価<sup>※6</sup>の50%（小数点以下第3位を四捨五入）を乗じた金額を、当該超過が発生した事業年度の第4四半期に係るごみ焼却施設の運営業務委託料と併せて、売電収入増加分の対価として支払う。

※5 提案売電電力量とは、様式第15号-3-1（別紙1及び別紙2）に基づき、事業者より提案された売電電力量をさし、実売電電力量との比較においては、当該年度における実稼働条件を提案のあった様式第15号-3-1（別紙1及び別紙2）に当てはめて年間売電電力量を算出して比較する。

※6 売電単価は、当該年度に市が電気事業者に対して行った売電の平均単価とする。

② リサイクル施設運営業務委託料の算定方法

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 <sup>※1</sup>
運営業務委託料C	<p>①変動費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料費</li> <li>・薬剤費</li> <li>・光熱水費（電力等の基本料金を除く）</li> <li>・その他費用</li> </ul> <p>※変動費用の内容は、処理量に応じて増減する費用であり、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。</p>	<p>■各支払期の支払金額 ＝各支払期の処理量（実績値）<sup>※2</sup>×提案単価（円/t）</p> <p>※入札価格の算定にあたっては、以下のとおりとする。 運営業務委託料C ＝各年度処理量（計画値）<sup>※3</sup>×提案単価（円/t）</p>
運営業務委託料D	<p>①固定費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費</li> <li>・維持管理費（補修費用を除く）</li> <li>・電力等の基本料金</li> <li>・その他費用</li> </ul> <p>※固定費用の内容は、処理量に応じて増減しない固定的な費用であり、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。</p>	<p>■各支払期の支払金額 ＝[左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷支払回数（4回/年×16年）</p>
	<p>②補修費用</p>	<p>■補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とする。年度毎に支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。</p>

※1 各支払期の委託料は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2 「各支払期の処理量（実績値）」は、ごみ計量機にて計量した搬入量とし、単位は(t)、小数点以下第2位（10kg単位）までを有効桁数とする。

※3 「各年度処理量（計画値）」は、要求水準書を参照すること。

(3) 主灰等運搬業務に係る対価

① 主灰等運搬業務委託料の算定方法

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 <sup>※1</sup>
主灰等運搬業務委託料E	<p>①主灰等の運搬に係る費用</p>	<p>■各支払期の支払金額 ＝各支払期の運搬量（実績値）<sup>※2</sup>×提案単価（円/t）</p> <p>※入札価格の算定にあたっては、以下のとおりとする。 主灰等運搬業務委託料E ＝各年度運搬量（計画値）<sup>※3</sup>×提案単価（円/t）</p>

※1 各支払期の委託料は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2 「各支払期の運搬量（実績値）」は、本施設のごみ計量機にて計量した運搬量とし、単位は(t)、小数点以下第2位（10kg単位）までを有効桁数とする。

※3 「各年度運搬量（計画値）」は、要求水準書に示す年度別計画処理量を基に、事業者が提案する量とする。

(4) 主灰等資源化業務に係る対価

① 主灰等資源化業務委託料の算定方法

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 <sup>※1</sup>
主灰等資源化業務委託料F	①主灰等の資源化に係る費用	<p>■各支払期の支払金額            =各支払期の処理量（実績値）<sup>※2</sup>×提案単価（円/t）</p> <p>※入札価格の算定にあたっては、以下のとおりとする。            主灰等資源化業務委託料F            =各年度処理量（計画値）<sup>※3</sup>×提案単価（円/t）</p>

※1 各支払期の委託料は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2 「各支払期の処理量（実績値）」は、本施設のごみ計量機にて計量した処理量とし、単位は(t)、小数点以下第2位（10kg単位）までを有効桁数とする。

※3 「各年度処理量（計画値）」は、要求水準書に示す年度別計画処理量を基に、事業者が提案する量とする。

### 3 対価の支払方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約による。

① 各会計年度における設計・建設業務に係る対価の支払限度額の割合

設計・建設期間における各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、落札者の提案内容を踏まえて市にて作成し、契約書作成時に通知する。

(2) 運營業務に係る対価

① ごみ焼却施設運營業務委託料の支払方法

ア 支払回数

運營業務委託料A	: 81回（20年間×年4回+令和10年3月度1回）
運營業務委託料B（固定費用）	: 81回（20年間×年4回+令和10年3月度1回）
運營業務委託料B（補修費用）	: 81回（20年間×年4回+令和10年3月度1回）
売電量増加分の対価	: 20回（20年間×年1回）（最大）

※1 運營業務委託料は、令和9年度（令和10年3月度（3月16日～3月31日））以降の支払となる。なお、売電量増加分の対価は、令和10年度以降の支払とする。

※2 令和10年度以降における運營業務委託料A、運營業務委託料B（固定費用及び補修費用）の支払に係る期間は、次のとおりとする。

第1四半期：4月～6月

第2四半期：7月～9月

第3四半期：10月～12月

第4四半期：1月～3月

イ 支払手続き

(ア) 運營業務者は月ごとに月報を作成し、翌月7日までに市へ提出するものとする。また、各四半期末の翌月には、終了した直前の四半期に係る業務報告書（月報等）を取りまとめた四半期報告書を月報とあわせて市へ提出するものとする。

(イ) 市は四半期報告書の提出を受けた後、これを精査しその結果を踏まえて、当該四半期の運營業務委託料A、運營業務委託料B（固定費用及び補修費用）を算定し、原則として、運營業務者に対し各年4月15日、7月15日、10月15日及び1月15日（15日が市の休日の場

合は、市の休日の翌日とする。)までに支払額を通知する。なお、令和9年度に関しては、令和10年3月度の月報に対して同様の手続きを行う。

(ウ) 運営事業者は、支払額判明後、速やかに市に対して請求書を送付する。

(エ) 市は、適正な請求書を受領した日から30日以内に運営業務委託料を支払うものとする。

ただし、市は、モニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる運営業務委託料の支払を留保することができるものとする。この場合、運営事業者は、改善確認の通知を市から受領した後速やかに当該通知に従い、留保が解消された運営業務委託料に係る請求書を市に提出し、市は請求を受けた日から30日以内に、運営事業者に対して当該運営業務委託料を支払う。

ウ 運営業務委託料Aの1回当たりの支払額は、〔各支払期の処理量(実績値)×提案単価(円/t)〕によるものとする。

エ 運営業務委託料Bのうち、固定費用の1回当たりの支払額は、令和10年3月度を除く20年間の合計額を80等分した額とする。

オ 運営業務委託料Bのうち、補修費用については、各年度の補修計画に合わせた支払額とし、四半期毎に支払う。なお、市と運営事業者が協議の上、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該運営業務委託料B(補修費用)の事業期間中の総額は変更しない。

カ 売電量増加分の対価は、各年度の実売電電力量が提案売電電力量を10%以上上回っていることが確認された場合に支払う。具体的には、運営事業者は、売電電力量について市への報告・確認等を毎月行う。運営事業者は、各年度最終月の報告に対する市による確認の通知を受けた後、翌年度の4月末までに売電量増加分の対価の支払に係る請求書を市に提出する。市は請求を受けた日から30日以内に、運営事業者に対して当該増加分の対価を支払う。

## ② リサイクル施設運営業務委託料の支払方法

### ア 支払回数

運営業務委託料C : 65回(16年間×年4回+令和14年3月度1回)

運営業務委託料D(固定費用) : 65回(16年間×年4回+令和14年3月度1回)

運営業務委託料D(補修費用) : 65回(16年間×年4回+令和14年3月度1回)

※1 運営業務委託料は、令和13年度(令和14年3月度(3月16日~3月31日))以降の支払を基本とする。なお、施設の引渡しが令和14年3月15日以前となる提案の場合には、引渡しの翌日を支払いの起算日として、下記の支払に係る期間に基づく必要な回数を加える。

※2 令和14年度以降における運営業務委託料A、運営業務委託料B(固定費用及び補修費用)の支払に係る期間は、次のとおりとする。

第1四半期: 4月~6月

第2四半期: 7月~9月

第3四半期: 10月~12月

第4四半期: 1月~3月

### イ 支払手続き

(ア) 運営事業者は月ごとに月報を作成し、翌月7日までに市へ提出するものとする。また、各四半期末の翌月には、終了した直前の四半期に係る業務報告書(月報等)を取りまとめた四半期報告書を月報とあわせて市へ提出するものとする。

(イ) 市は四半期報告書の提出を受けた後、これを精査しその結果を踏まえて、当該四半期の運

営業業務委託料C、運營業務委託料D（固定費用及び補修費用）を算定し、原則として、運営事業者に対し各年4月15日、7月15日、10月15日及び1月15日（15日が市の休日の場合は、市の休日の翌日とする。）までに支払額を通知する。なお、令和13年度に関しては、令和14年3月度の月報に対して同様の手続きを行う。

(ウ) 運営事業者は、支払額判明後、速やかに市に対して請求書を送付する。

(エ) 市は、適正な請求書を受領した日から30日以内に運營業務委託料を支払うものとする。

ただし、市は、モニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる運營業務委託料の支払を留保することができるものとする。この場合、運営事業者は、改善確認の通知を市から受領した後速やかに当該通知に従い、留保が解消された運營業務委託料に係る請求書を市に提出し、市は請求を受けた日から30日以内に、運営事業者に対して当該運營業務委託料を支払う。

ウ 運營業務委託料Cの1回当たりの支払額は、各支払期の処理量（実績値）×提案単価（円/t）によるものとする。

エ 運營業務委託料Dのうち、固定費用の1回当たりの支払額は、令和14年3月度を除く16年間の合計額を64等分した額とする。

オ 運營業務委託料Dのうち、補修費用については、各年度の補修計画に合わせた支払額とし、四半期毎に支払う。なお、市と運営事業者が協議の上、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該業務委託料D（補修費用）の事業期間中の総額は変更しない。

### (3) 主灰等運搬業務に係る対価

#### ① 主灰等運搬業務委託料の支払方法

##### ア 支払回数

主灰等運搬業務委託料E : 241回（20年間×年12回＋令和10年3月度1回）

※ 業務委託料は、令和9年度（令和10年3月度（3月16日～3月31日））以降の支払となる。

##### イ 支払手続き

(ア) 主灰等運搬事業者は月ごとに月報を作成し、翌月7日までに市へ提出するものとする。

(イ) 市は月報の提出を受けた後、これを精査しその結果を踏まえて、当該月の主灰等運搬業務委託料Eを算定し、原則として、主灰等運搬事業者に対し各月15日（15日が市の休日の場合は、市の休日の翌日とする。）までに支払額を通知する。

(ウ) 主灰等運搬事業者は、支払額判明後、速やかに市に対して請求書を送付する。

(エ) 市は、適正な請求書を受領した日から30日以内に主灰等運搬業務委託料を支払うものとする。

ただし、市は、モニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる主灰等運搬業務委託料の支払を留保することができるものとする。この場合、主灰等運搬事業者は、改善確認の通知を市から受領した後速やかに当該通知に従い、留保が解消された主灰等運搬業務委託料に係る請求書を市に提出し、市は請求を受けた日から30日以内に、主灰等運搬事業者に対して当該主灰等運搬業務委託料を支払う。

ウ 主灰等運搬業務委託料Eの1回あたりの支払額は、各支払期の運搬量（実績値）×提案単価（円/t）によるものとする。

#### (4) 主灰等資源化業務に係る対価

##### ① 主灰等資源化業務委託料の支払方法

###### ア 支払回数

主灰等資源化業務委託料F : 241回 (20年間×年12回+令和10年3月度1回)

※ 業務委託料は、令和9年度(令和10年3月度(3月16日~3月31日))以降の支払となる。

###### イ 支払手続き

(ア) 主灰等資源化事業者は月ごとに月報を作成し、翌月7日までに市へ提出するものとする。

(イ) 市は月報の提出を受けた後、これを精査しその結果を踏まえて、当該月の主灰等資源化業務委託料Fを算定し、原則として、主灰等資源化事業者に対し各月15日(15日が市の休日の場合は、市の休日の翌日とする。)までに支払額を通知する。

(ウ) 主灰等資源化事業者は、支払額判明後、速やかに市に対して請求書を送付する。

(エ) 市は、適正な請求書を受領した日から30日以内に主灰等資源化業務委託料を支払うものとする。

ただし、市は、モニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる主灰等資源化業務委託料の支払を留保することができるものとする。この場合、主灰等資源化事業者は、改善確認の通知を市から受領した後速やかに当該通知に従い、留保が解消された主灰等資源化業務委託料に係る請求書を市に提出し、市は請求を受けた日から30日以内に、主灰等資源化事業者に対して主灰等資源化業務委託料を支払う。

ウ 主灰等資源化業務委託料Fの1回あたりの支払額は、各支払期の処理量(実績値)×提案単価(円/t)によるものとする。

## 4 物価変動等による改定

### (1) 物価変動等の指標

#### ① 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約書による。ただし、市は、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で、事業者から申出等があったときには、誠意をもって協議を行うものとする。

なお、当該協議に際して、事業者は、建設工事請負契約書第25条に規定する具体的な運用に関して提案できるものとし、市は、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。

#### ② 運營業務、主灰等運搬業務及び主灰等資源化業務に係る対価

運營業務、主灰等運搬業務及び主灰等資源化業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案について合理性及び妥当性があると市が認める場合、協議を行い、見直しすることができる。

区分	改定の対象となる費用	指標
ごみ焼却施設 運營業務委託料A	・燃料費（ごみ焼却施設）	以下の指標のうち使用する燃料の指標を用いる。 消費税を除く国内企業物価指数＞石油・石炭製品＞石炭製品 （日本銀行調査統計局） 消費税を除く国内企業物価指数＞石油・石炭製品＞石油製品 ＞該当する重油種類（日本銀行調査統計局）
	・燃料費（リサイクル施設）	消費税を除く国内企業物価指数＞石油・石炭製品＞石油製品 ＞該当する重油種類（日本銀行調査統計局）
リサイクル施設 運營業務委託料C	・薬剤費	消費税を除く国内企業物価指数＞化学製品＞無機化学工業製品 （日本銀行調査統計局）
	・光熱水費（電力等の基本料金を除く）	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、市と事業者が変更内容をもとに協議し、市が変更等を決定する。
	・その他費用	消費税を除く企業向けサービス価格指数＞総平均（日本銀行調査統計局）
ごみ焼却施設 運營業務委託料B	・人件費	毎月勤労統計調査＞調査産業計（事業所規模30人以上）＞現金給与総額指数＞愛知県平均（厚生労働省（愛知県））
	・維持管理費（補修費用を除く） ・その他費用（SPC経費等）	消費税を除く企業向けサービス価格指数＞総平均（日本銀行調査統計局）
リサイクル施設 運營業務委託料D	・電気基本料金、水道基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、市と事業者が変更内容をもとに協議し、市が変更等を決定する。
	・補修費用	消費税を除く企業向けサービス価格指数＞自動車整備・機械修理＞機械修理（日本銀行調査統計局）
主灰等運搬業務委託料E	・主灰等の運搬に係る費用	「消費税を除く企業向けサービス指数／陸上貨物輸送／道路貨物輸送」（日本銀行調査局）
主灰等資源化業務委託料F	・主灰等の資源化に係る費用	「消費税を除く企業向けサービス指数／下水道・廃棄物処理／廃棄物処理／一般廃棄物」（日本銀行調査局）

## (2) 改定の条件

運營業務、主灰等運搬業務及び主灰等資源化業務に係る対価の支払額については、改定のための確認を年1回行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%（下記(3)①に示す改定割合に±0.0151以上の増減があった場合で、小数点以下第4位未満に端数が生じたときは、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする。）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は、変動の有無にかかわらず、市へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、4月1日時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）に基づき、当該年度の運營業務、主灰等運搬業務及び主灰等資源化業務に係る対価を確定する。改定された各業務に係る対価は、次のとおり改定年度の第1支払期の支払から反映させる。

- ・運營業務に係る対価：各年6月30日までに当該年度の対価を確定し、当該年度7月以降に請求予定の支払いに反映させる。
- ・主灰等運搬業務に係る対価・主灰等資源化業務に係る対価：各年4月30日までに当該年度の対価を確定し、当該年度5月以降に請求予定の支払いに反映させる。

ただし、電力基本料金及び電気使用料の変更に伴う運營業務に係る対価の改定時期は、市と事業者との協議により別途定めることができる。

初回の改定は、令和9年4月1日時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）に基づき、令和9年6月30日までに見直しを行い、令和9年度（令和10年3月度（3月16日～3月31日））の運營業務、主灰等運搬業務及び主灰等資源化業務に係る対価を確定する。なお、初回改定時の基準額は特定事業契約に定めた額となる。

(3) 改定の計算方法

① 算定式

運營業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用

（税抜、第1回目の改定が行われるまでは特定事業契約に示された当該費用）

$$\alpha : \text{改定割合} \left( \frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

注1) 当該指数については、「(1) 物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2) 改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

注3) 当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

② 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、市の事業者への支払に係る消費税及び地方消費税については、市が改定内容にあわせて負担する。

(4) その他例外的な見直しについて

固定費、変動費を構成する費目のうち、(1)から(3)による見直し方法が適当でないと市が認めた費目については、市と事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

## 別紙6 制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方

制度変更等により電気料金に変更（基本的に基本料金及び従量料金を対象とする。）が発生した場合の対応の考え方は以下のとおりとし、具体的な負担方法は、市及び運営事業者の協議により決定する。

なお、提案時の不備等、事業者の責に帰すべき事由による変更は、含めないものとする。

また、下記の事象が同時に発生した場合には、表の上から順に整理を行うものとする。

表 電気料金の変更要因毎の基本的な対応の考え方（買電に係る契約）

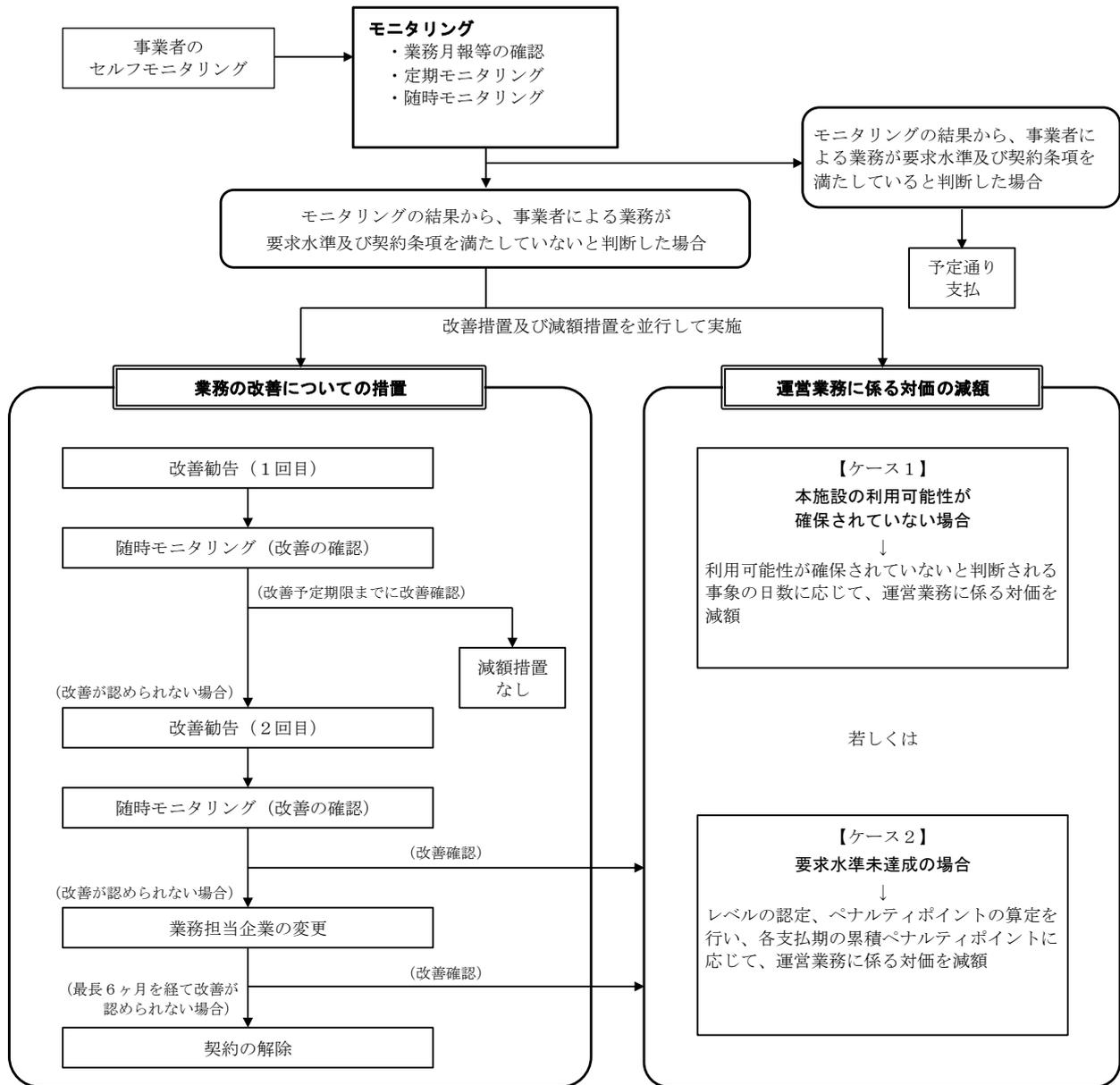
No.	電気料金の変更要因	基本的な対応の考え方
1	制度の変更	変更によって生じる費用の増減は市の負担とする。
2	契約先の変更	変更によって生じる費用の減少は、市と運営事業者で、その効果を折半する。ただし、変更によって生じる費用の増加については運営事業者の負担とする。
3	物価変動に伴う変更	別紙5に基づいて対応する。
4	上記1から3以外の変更	市及び運営事業者の協議により決定する。

※ 売電に係る契約については、変更によって生じる負担は基本的に市が負うものとする。ただし、市が負うことが適当でない場合には、市及び運営事業者の協議により決定する。

## 別紙7 モニタリング及び業務委託料の減額等

### 1 運営期間中の業務水準低下に関する措置

本事業における運営期間中の業務水準低下に関する措置は、下図に示すとおりとする。



### 2 モニタリングの方法

モニタリングについては、事業者において自己監査（セルフモニタリング）と自律的改善が十分に機能するように措置すべきことを前提として、以下のとおり行う。

また、モニタリングは、運営業務、主灰等運搬業務及び主灰等資源化業務に係る対価の減額を目的とするものではなく、市と事業者との対話を通じて、本施設の状態を、利用者が安全・便利に利用できる水準に常に保つことを目的に実施するものである。市及び事業者は、上記目的を達成する

ため、「相互に協力して利用者にサービスを提供している」ことを意識し、意思疎通や認識の統一を図ることを常に念頭に置いて、モニタリングを実施するものである。

(1) セルフモニタリング実施計画書の作成及び実施

事業者は、特定事業契約締結後、要求水準書及び提案書に基づき、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、市と協議を行い、市の承諾を得ること。

- |            |            |
|------------|------------|
| ① モニタリング時期 | ④ モニタリング手続 |
| ② モニタリング内容 | ⑤ モニタリング様式 |
| ③ モニタリング組織 |            |

(2) 市によるモニタリングの方法

本事業における運營業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

① 業務月報等の確認

市は、事業者が運營業務委託契約、主灰等運搬業務委託契約、主灰等資源化業務委託契約、入札説明書等及び提案書に定める業務内容の実施状況を、事業者から市へ提出される業務月報等で確認する。

② 定期モニタリングと随時モニタリング

市は、月1回、本施設の現場調査を行い、事業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う（定期モニタリング）。その他、市は、随時必要に応じて本施設の現場調査を行い確認する（随時モニタリング）。

(3) 業務の改善についての措置

① 改善勧告（第1回目）

市は、上記モニタリングの結果から、事業者による業務が要求水準、運營業務委託契約、主灰等運搬業務委託契約及び主灰等資源化業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、事業者に対して、速やかにかかる業務の是正を行うよう第1回目の改善勧告を行う。事業者は、市から改善勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。

② 改善の確認

市は、事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時モニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善が行われたかどうかを確認するものとする。

③ 改善勧告（第2回目）

上記②におけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと市が判断した場合、市は、事業者に第2回目の改善勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時モニタリングによる改善確認の措置を行う。

④ 業務担当企業の変更等

上記③の手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認めら

れないと市が判断した場合、市は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを事業者に請求することができる。

⑤ 契約の解除等

市は上記④の業務担当企業の変更の手続を取った後、最長 6 ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、市が特定事業契約の継続を希望しない時には、特定事業契約を解除することができる。

### 3 運營業務、主灰等運搬業務及び主灰等資源化業務に係る対価の減額等の措置

(1) 減額の対象

運營業務、主灰等運搬業務及び主灰等資源化業務に係る対価については、業務の実施状況により下表に示す減額措置を行うものとする。

ケース	減 額 事 由	減 額 措 置	減額の対象となる 運營業務に係る対価
ケース 1	本施設の利用可能性が確保されていない場合	下記(2)に従い減額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ焼却施設運營業務委託料 B (固定費用)</li> <li>・リサイクル施設運營業務委託料 D (固定費用)</li> </ul>
ケース 2	要求水準未達成の場合 (ケース 1 を除く)	下記(3)に従い減額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ焼却施設運營業務委託料 B (固定費用)</li> <li>・リサイクル施設運營業務委託料 D (固定費用)</li> <li>・主灰等運搬業務委託料 E</li> <li>・主灰等資源化業務委託料 F</li> </ul>

(2) 本施設の利用可能性が確保されていない場合の措置 (ケース 1)

市は、上記(1)に示すケース 1 の場合、当該状態の継続する期間 (ただし、各年度の「年間運転計画」にて、事業者が市の承諾を得て計画して休止する日を除く。) については、下式のとおり減額するものとする。ただし、ケース 1 の状態の発生について事業者の責によらないと市が認めた場合はこの限りでない。

① ごみ焼却施設における減額の算定式

$$\text{減額金額} = \left[ \text{当該年度のごみ焼却施設運營業務委託料 B (固定費用)} \right] \times \frac{\text{ケース 1 の状態の延べ発生日数}}{365 ※}$$

※うるう年については、366 とする。

② リサイクル施設における減額の算定式

$$\text{減額金額} = \left[ \text{当該年度のリサイクル施設運營業務委託料 D (固定費用)} \right] \times \frac{\text{ケース 1 の状態の延べ発生日数}}{365 ※}$$

※うるう年については、366 とする。

また、ケース1の減額措置の対象となる、利用可能性が確保されていないと判断される事象を以下に示す。下記の事象が1日発生するごとに、上記の減額金額の算定の対象となるケース1の状態の延べ発生日数に計上する。なお、計上する発生日数に保留期間の措置はない。

区分	ケース1の減額措置の対象となる事象
(ア)	異常事態の発生、その他原因による運転停止の状態又は性能低下により、ごみ焼却施設について予定されている処理対象物の受入ができない状態が生じた場合
(イ)	異常事態の発生、その他原因による運転停止の状態又は性能低下により、リサイクル施設について予定されている処理対象物の受入ができない状態が生じた場合

### (3) 要求水準未達成の場合の措置（ケース2）

市は、ケース1を除く、運營業務、主灰等運搬業務又は主灰等資源化業務の各内容について、要求水準の未達成（以下「未達状況」という。）が確認された場合、以下の方法により運營業務、主灰等運搬業務又は主灰等資源化業務に係る対価の減額又は支払停止を行う。ただし、未達状態の発生が、事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りでない。

#### ① レベルの認定

市は、未達状況に応じて、以下に定めるレベルの認定を行う。

レベル	各レベルの該当事象
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設の利用に軽微な影響を及ぼしている場合（下記レベル2及び3に該当する場合を除く。）</li> <li>・業務報告の不備</li> <li>・市及び関係者への連絡不備</li> <li>・備品、帳簿類等の管理不行き届き</li> <li>・周辺環境に悪影響を及ぼしている場合</li> </ul>
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の理由等により、本施設の円滑な運営に影響を及ぼしている場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>－建物、設備、備品等の定期点検等の未実施や不具合及び故障等の放置</li> <li>－不衛生状態の放置</li> <li>－運營業務、主灰等運搬業務又は主灰等資源化業務における実施内容や時間等の要求事項の不履行</li> <li>－運營業務、主灰等運搬業務又は主灰等資源化業務におけるミスの頻発</li> <li>－その他、要求水準の不履行</li> </ul> </li> <li>・長期にわたる市との連絡不通</li> <li>・周辺環境に重大な悪影響を及ぼしている場合</li> </ul>
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ焼却施設から発生したスラグ・メタル、回収金属の有効利用について、市の承諾なしに事業者の提案と異なる利用方法がなされている場合</li> <li>・事業者が適切な管理をしなかったために、重大な事故、本施設の損壊等が発生した場合</li> <li>・不法行為</li> <li>・市への虚偽の報告</li> </ul>

② ペナルティポイントの算定

市は、上記①のレベルに応じ、以下のとおりペナルティポイントを算出する。なお、ペナルティポイントは、運營業務、主灰等運搬業務及び主灰等資源化業務の各業務毎に算出するものとする。

ア 第1回目の業務改善計画書に記載された改善期限までに改善が確認された場合、ペナルティポイントは付与しない。第1回目の改善期限までに、未達状況が改善されない場合、その改善期限の翌日を第1日目としてペナルティポイントの算定の対象の日数とする。

ただし、レベル3の未達状態の際のペナルティポイントの付与については、第1回目の改善期限までのペナルティポイント付与の保留期間の措置はない。

イ ペナルティポイントは、未達状況が継続する場合、各事象について1日ごとに自動的に加算されていくものとする。ただし、市は、改善の遅延が、事業者の責によらないと市が認めた場合は、ペナルティポイントの加算を中断することができる。

レベル	ペナルティポイント
レベル1	1日につき、2.5ポイント
レベル2	1日につき、7.5ポイント
レベル3	1日につき、10.0ポイント

③ 運營業務に係る対価の減額

運營業務、主灰等運搬業務及び主灰等資源化業務の各業務について、各支払期での累積ペナルティポイントが一定値を超える場合、累積ペナルティポイントに応じて、当該業務委託料の減額等の措置を行うこととする。

ペナルティポイントの算定及びそれに応じた減額等の措置については、運營業務は四半期単位で、主灰等運搬業務及び主灰等資源化業務は各月単位で行うものとし、翌四半期又は翌月にはペナルティポイントは持ち越さない。また、市は、減額後の業務委託料の支払については、要求水準の未達状況の改善が確認されるまで留保することができるものとする。

累積ペナルティポイント	減額措置内容
10.0未満	減額措置を行わない
10.0以上50.0未満	当該支払期の 当該業務委託料 $\times \frac{1}{4,000} \times$ ペナルティポイント数
50.0以上	当該支払期の 当該業務委託料 $\times \frac{1}{2,000} \times$ ペナルティポイント数

当該支払期の当該業務委託料とは、下記のことをいう。

- ・運營業務：ごみ焼却施設運營業務委託料B（固定費用）及びリサイクル施設運營業務委託料D（固定費用）
- ・主灰等運搬業務：主灰等運搬業務委託料E
- ・主灰等資源化業務：主灰等資源化業務委託料F

(4) 補修業務を実施しなかった場合の減額の措置

補修業務については、事業者が特段の理由なく補修計画どおりに実施しなかった場合、実施内

容に応じて当該年度の補修費用を減額するものとする。

当該年度の補修費用とは、「ごみ焼却設運営業務委託料B（補修費用）」、「リサイクル施設運営業務委託料D（補修費用）」をいう。

#### 4 事業者提案の未達成時に係る減額等の措置

売電電力量、主灰等発生量について事業者が提案した金額又は量を未達成の場合、ごみ焼却施設から発生する主灰等、スラグ・メタル、回収金属の全量有効利用の未達成の場合には、上記3に示す運営業務に係る対価の減額等の措置によらず、以下に示す減額等の措置を行うものとする。

##### (1) 売電電力量未達成の場合に係る減額等の措置

実売電電力量が、提案売電電力量を10%以上下回った場合には、提案売電電力量の未達成分として、次の算定式による金額を当該未達成が発生した事業年度の第4四半期に係るごみ焼却施設の運営業務委託料から減額する。ただし、当該未達成の発生が事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りでない。

##### 【提案売電電力量未達成時における減額の算定式】

減額金額＝（提案売電電力量<sup>※1</sup>－実売電電力量）×当該年度における売電単価<sup>※2</sup>×50%

※1 提案売電電力量：様式第15号-3-1（別紙1及び別紙2）に基づき事業者より提案された売電電力量。実売電電力量との比較においては、当該年度における実稼働条件を提案のあった様式第15号-3-1（別紙1及び別紙2）に当てはめて年間売電電力量を算出して比較する。

※2 売電単価：当該年度に市が電気事業者に対して行った売電の平均単価。

##### (2) 主灰等発生量の未達成の場合に係る減額等の措置

主灰等について、実灰発生率（主灰等の搬出量÷ごみ焼却施設の処理量）が、提案灰発生率を10%以上上回った場合には、各発生量の未達成分として、次の算定式による金額を当該未達成が発生した事業年度の第4四半期に係るごみ焼却施設の運営業務委託料から減額する。ただし、当該未達成の発生が事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りでない。

##### 【主灰等発生量未達成時における減額の算定式】

減額金額＝（実発生量－提案発生量<sup>※1</sup>）×当該年度における処分等単価<sup>※2</sup>

※1 提案発生量：様式第15号-2-2（別紙1）に基づき事業者より提案された主灰等の発生率に当該年度におけるごみ焼却施設の実処理量を乗じた量。

※2 処分等単価：当該年度の1tあたりの主灰等の資源化費用（運搬費を含む）。

##### (3) 主灰等、スラグ・メタル、回収金属の全量有効利用の未達成の場合に係る減額等の措置

① ごみ焼却施設から発生する主灰等、スラグ・メタル、回収金属について、やむを得ず有効利用できない場合には、事業者の責任及び費用負担により処分を行う。ただし、事業者は、その処分方法、処分先等について、事前に市の承諾を得るものとする。

② 上記①により、事業者が主灰等、スラグ・メタル、回収金属のいずれかを処分した場合には、有効利用の未達成として、次の算定式による金額を未達成が発生した事業年度の第4四半期に係るごみ焼却施設の運営業務委託料から減額する。ただし、当該未達成の発生が事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りでない。

【主灰等、スラグ・メタル、回収金属の全量有効利用の未達成の場合における減額の算定式】

減額金額＝有効利用できなかった品目の処分量×30,000 円/ t

## 5 運營業務等に係る対価の返還

運營業務、主灰等運搬業務又は主灰等資源化業務（以下、本項において「運營業務等」という。）に係る対価支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運營業務等に係る対価が減額される状態であった場合、運営事業者、主灰等運搬事業者又は主灰等資源化事業者（以下、本項において「運営事業者等」という。）のうち当該虚偽報告を行った者は、減額されるべき運營業務等に係る対価に相当する額を返還しなければならない。

この場合、当該減額されるべき運營業務等に係る対価を市が運営事業者等に支払った日から、市に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。